

**平成 26 年度**  
**第 3 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会**  
**議 事 概 要**

**日 時**：平成 26 年 9 月 4 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分  
**場 所**：大阪府環境情報プラザ 研修室  
**出 席 者**：増田部会長、石川委員、嘉名委員、谷田委員、花田委員、藤田委員

**1 開 会**

**2 議事概要**

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

**議題 1 平成 25 年度みどりの基金事業及び一園一室木のぬくもり推進モデル事業の実績報告について（配付資料 1、2）**

事務局：平成 25 年度みどりの基金事業の実績及び一園一室木のぬくもり推進モデル事業の実績について報告

**議題 2 みどりづくり推進事業の審査について（審査資料 1）**

申請のあった 1 件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 5 点の配点で審査。

**【審査基準】**

- ① 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができてきているか。
- ② 緑化活動を通じた地域との交流が計画されているか。
- ③ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ④ 整備・管理費用について十分に検証された計画になっているか。
- ⑤ その他特筆すべき内容があるか。

各審査委員の評価点の合計点数※（加点項目も含む上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（各委員の上記項目①～④の評価点小計

の平均値が10点に満たないものは不採択)

申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であった。

### 議題3 一園一室木のぬくもり推進モデル事業の審査について（審査資料2）

応募のあった6園について、次の審査基準に基づき、項目①～⑤では各5点、項目⑥では25点の配点で評価。

#### 【審査基準】

- ① 地域交流の場が設定されているか。
- ② 「おおさか材」の需要拡大につながる波及効果が見込まれるか。
- ③ 木材が持つ長所を活かした施工内容となっているか。
- ④ 事業経費に妥当性があるか。
- ⑤ 整備後の維持管理体制が適切に計画されているか。
- ⑥ 《加点項目》「おおさか材」の使用割合及び使用量。

審査については、各委員の評価項目ごとの評価点の合計点数の平均点により事業の順位付けを行った。なお、平均点が同点の場合は、加点項目であるおおさか材使用状況による配点を除いた委員配点が大きいものを上位とした。

審査の結果、上位となった3件について、補助することが適当と認められた。

### 議題4 グリーンストリート支援事業について（配付資料3）

事務局から資料に基づき事業の目的、概要について説明があり、本事業をみどりの基金を活用した事業として実施することについて検討を行った。

#### ①事務局からの説明

- ・本事業は、基金事業で実施している緑化樹配布のモデル的な事業として、みどりの風促進区域において集中的に連続性のあるみどりづくりを行うもの
- ・申請のあった案件は部会での審議としたい。

#### ②委員の主な意見

- ・みどりの風促進区域で集中的にみどりづくりを行うという事業の趣旨は了解。
- ・事業要項を整備し、実施要件や審査基準を示してそれに満たない案件は却下するしくみとすべき。
- ・緑化プランター配布を行う場合は、リサイクル製品など環境配慮品の使用を検討してはどうか。

#### ③結果

本事業をみどりの基金を活用して公募事業として進めることで了解した。

事業の公開性、公平性の確保のため、事業要項、審査基準、事業の評価方法を事務局で作成し、次回以降、部会で議論することとした。

**議題5 その他**

事務局：今後のスケジュールについて説明

委員：異議なし

**3 閉会**

以上